

意見と市の考え方

No	区分	意見内容	市の考え方
1		<p>今回の条例一部改正案については、今泉クリーンセンター近隣住民として環境部の努力を一定程度評価するものですが、「見直しの理由」に挙げている「周辺環境の負荷の抑制」についての最低限達成すべき目標値や期待値すらも示されておらず果たして実効性が確実なものであるか否か判然としません。近隣住民としては現状がさらになし崩しで悪化することを危惧します。</p>	<p>名越クリーンセンターの焼却停止後、同施設跡地に市内で発生する燃やすごみの全量を搬入し、大型車に積み替え処理先へ運搬する中継施設を新たに建設する計画です。 その整備期間中(令和7年1月～10年10月の予定)は、既存の今泉クリーンセンターにおいて市内で排出される事業系燃やすごみに加え、家庭系燃やすごみを受け入れ、中継施設として継続的に利用させていただきたいと考えております。 このため、ごみ搬入車両の一極集中による施設周辺環境に配慮し、ごみ収集の効率化、車両数を抑制をしております。 具体的な方法は、今回の見直しで特別な事由がある場合を除き、臨時ごみをクリーンステーション収集に切り替えるとともに粗大ごみを全て各戸訪問して収集する方法に切り替えます。 さらに粗大ごみの収集は、すべて委託収集に切り替え、収集した粗大ごみの多くは委託事業者の用地に搬入することを計画しており、収集運搬事業者と協議をした結果、実現可能と考えております。 以上の見直しを図ることにより、クリーンセンターへの臨時ごみ・粗大ごみの搬入台数は、令和4年度(2022年度)実績で年間約25,000台のところ、特例措置による持込等の約4,000台(約21,000台削減)まで削減できると試算しています。</p>
2	実効性・効果について	<p>こちらの目的はゴミの減量化、臨時ゴミ、持ち込み不燃ゴミの搬入車両の抑制を目的とされているようですが、現行のシステムとあまり変化をもたらすものに思えません。 緊急を要する引越しゴミやふれあい…の収集困難な高齢者の見きわめが不明瞭です。 年間の搬入車両の和はわかりましたが、変更した際(各戸別収集)の(何t)トラック台数(予定)を出して貰えると納得できます。</p>	<p>今回の「臨時ごみ等の見直し」による特例措置については、事前予約でお申込みいただく際、個別に状況を把握して該当するかどうか判断します。 また、車両削減策を実施した場合、市が収集するために運行する車両台数は、2tダンプ車または軽ダンプ車で年間約5,000台と試算しています。この5,000台の搬入先については、基本的には委託事業者の置き場に搬入することを予定しており、今泉クリーンセンターへの搬入は大幅に減少します。</p>
3		<p>持ち込みではなく、各戸に伺い取りに行くことがどこまで可能だと考えているのかが気になります。例えば、その回収したもののスペースがどれだけあって、平均やおおよそ何日または、何件で埋まるのかという点は計算または考慮はしているのでしょうか？その点が考えついていない場合、今までと同じだけ出されると仮定して(減らしたいというのは大前提ですが)、各戸に回収に行けるのでしょうか？回れる件数(ぷらす、スペースや人材確保等)になっているのか提示してほしいです。</p>	<p>粗大ごみの収集は、民間事業者に委託しており、令和6年度からは、お申込みから最短で3営業日以内で収集できるような体制を整える予定です。各戸への収集にあたり、効率的な収集ルートや無駄のない配車を行うことで、確実な収集体制を構築します(1日4台で3回転を想定しており、合計12回転)。 また、今泉クリーンセンターのほか、収集した粗大ごみの置き場として委託事業者の敷地内を予定しています。</p>
4		<p>「臨時ごみ等の見直し案」のビデオを拝見しました。 基本的な考え方は支持いたしますが、一点不安があります。 クリーンセンターへの「持ち込み」がなくなり、クリーンステーションでの回収に切り替えるのは、皆がきちんとルールを守ることが前提で機能します。一方で、ルールを守らず、「出したもの勝ち」とばかりに、適当な出し方で捨てる人がいる可能性もあります。その場合ごみは回収されないと思いますが、その後の発見や追跡は、(現在のように出すごみの種類が曜日ごとに明確で、違反している場合は比較的すぐわかる状況と比べ)難しくなると思います。 当自治会では、(すでに環境部職員にご相談させていただいているように)ここ数か月に渡りルールを守らないでごみを出す人がおり、手を焼いております。特に、「犯人」はクリーンステーションの利用者ではないと思われ(確認はありませんが)、域外から持ってこられた場合は(当然ながら)引き取り手が不在のため、結局利用者が嫌な思いをしながら保管したり、市役所に再回収をお願いしたりすることになります。また、大きなごみが回収されない場合、通行の妨げになったり、通常のごみを出す際に邪魔になるなどの支障が出ることも考えられます。ルールを守らないで適当に捨てる輩を出さないようにする方法および、万が一の際の速やかな再回収体制を整えていただくことは不可欠だと思います。</p>	<p>今回の「臨時ごみ等の見直し」により、臨時ごみのうち、片付けや引越しで発生する燃やすごみ、燃えないごみ、資源物は、品目ごとに分別してそれぞれの収集日にクリーンステーションへ排出していただきます。その際、一度に排出できる量は、現行どおり5袋までで、それ以上ある場合は複数回に分けて排出していただくこととなります。ただし、緊急的に多量のごみを処分しなければならない引越しごみは、特例措置を設け今までどおり市への持込を可能とします。また、臨時ごみのうち、クリーンステーションに排出すると支障となる棒状や板状のごみは、引き続き予約制で収集を行います。排出者立ち合いの上、現金払いとしていたものを粗大ごみシール制に変更することで立ち合い不要とし、利便性を向上させます。 また、御意見のようにルールを守らず排出されるごみについては、市条例に基づき行う内容物調査等により、排出者を特定し指導するほか、あらゆる対策を講じてまいります。御指摘のクリーンステーションについては、引き続き地域を担当する清掃指導員(市職員)が対応してまいります。 なお、クリーンステーションに関する様々な課題への対応策として、戸別収集の実施も検討しています。</p>
5		<p>ゴミの不法投棄増加のリスク 今般の改正が、これまでも散見された鎌倉市郊外(例えば、関谷地域の県道402号線等)におけるゴミの不法投棄が増加するリスクにつながるのではという懸念があります。 筆者が本年11月まで公募委員を委嘱されていた鎌倉市まち美化推進協議会においても、ゴミの不法投棄が報告されておりました。</p>	<p>不法投棄増加の御懸念については、大型家電やタイヤなど、市で回収が出来ないものが多い傾向にあることに対し、臨時ごみは、燃やすごみや資源物であることから、ごみの性状が異なります。 不法投棄については、パトロールを強化して対応します。</p>

6		<p>長年にわたり、クリーンステーションが私の家の敷地にある者です。毎日のゴミ収集では、カラスやゴミの放置、ルールを守らない人、においなどで清掃や管理で負担が強いられています。新たに臨時ゴミの集積もクリーンステーションで行なうという事はさらに負担が増加します。こういう負担は特定の住所の家だけでなく公平にするべきではないでしょうか。ご検討おねがいします。</p>	<p>クリーンステーションの設置場所につきましては、そのクリーンステーションの利用者で御相談いただき決定していただいています。そのような中、特定の方に負担が集中しない方策として、住民間の協議により1年ごとの輪番制を導入し、負担を分散する方法をとる場所もあります。市といたしまして、クリーンステーションに関する様々な課題への対応策として、戸別収集の実施も検討を進めており、また、個別の御相談にも対応してまいります。</p>
7		<p>ゴミ収集の料金や回収について、現時点では不法に投棄したものが得になってしまう状態であり、有料ゴミ袋や鎌倉市の有料の処理方法をきちんと使用した人ほど損になっています。それよりは別途ゴミについての住民税を、有料ゴミ袋の分取る方が、平等性があります。</p>	<p>家庭系ごみの有料化については、ごみ量の削減、排出者の意識改革を目的に行っているもので、負担の公平性の観点からごみの排出量に応じてごみ処理経費の一部を直接負担する仕組みで、国全体の方針でもあります。クリーンステーションにおける不適切排出に関しましては、市条例に基づき行う内容物調査等により、排出者を特定し指導するなど、御意見のように不適切に排出した者が得をしないよう対応してまいります。</p>
8	不適切排出について	<p>私たちの住宅地は「東に鎌倉市内、西には藤沢駅、南に腰越、江ノ島、北に大船駅」がある十字路的な中心の位置に存在します。この位置関係性で、これまでも、各クリーンステーション(CS)には、ごみの不法投棄が絶えません。その都度、名越クリーンセンターの担当者が収集に苦慮されても、また、ごみの不法投棄が繰り返されます。このごみの不法投棄において、当町内の住民は日夜、頭を悩ませています。鎌倉市の方針で不法投棄ごみは収集が不可能とされ、収集不可能の警告ステッカーが貼られ1週間～2週間程度放置されています。この状況で更に不法投棄のごみが増して行きます。廃棄者の特定ができませんが、通勤途中や、通学途中等で、各(CS)への自転車からの(ばい捨て)を、住民は何度も目撃しています。然るに、この度の「大量の臨時ごみ等の見直しについては、臨時ごみは(各クリーンステーション)収集とします。」又、「引越しごみも同様とします。」とあります。先に述べましたとおり、この方式を実行されては、不法投棄ごみの巢窟・元凶と成ります。絶対にこの(クリーンステーション)収集方式を止めていただきたいです。ましてや、引越しごみを排出した方はもう、その住宅地には、存在しませんでしょう。だれが責任を持ちますか。甚だ疑問視せざるを得ないです。私自身は鎌倉市廃棄物減量化等推進委員会担当です。しかしながら、この問題は当町内会全体の問題と捉えて町内会の役員会に諮り、各委員からも意見を提出していただきましたので、同封します。</p>	<p>今回の「臨時ごみ等の見直し」は、クリーンステーションに大量のごみを排出することを認めるものではないことから、制度周知にあたっては、実施前から十分な広報を行い市民の皆様の理解を深めてまいります。一方で、クリーンステーションにおける不適切排出に関しましては、市条例に基づき行う内容物調査等により、排出者を特定し指導するなど、御意見のように不適切に排出した者が得をしないよう対応してまいります。なお、クリーンステーションに関する様々な課題への対応策として、戸別収集の実施も検討しています。</p>
9		<p>日頃はゴミ収集活動お疲れ様です。(ありがとうございます)      今回の臨時ごみ等の見直しに関しての意見を少し述べさせていただきます。      引越しや片付けなどによる臨時的に大量に出るごみについて、棒状で長さ1m以上、木材は50cm以上が粗大ごみ扱いとなり、板状のものも50cm以上が粗大ごみとなることは理解します。      問題は50cm以下のものが臨時的に大量(45ℓの透明・半透明の袋が5袋以上)に出る場合、クリーンステーション収集になるとのことですが、クリーンステーションは町内会の指導により、利用する世帯が資金を出し合って、世帯数に見合った「クリーンボックス(からすイケイケ)」の大きさで設営したものであり、クリーンボックスに収納できる量が限定されています。よって、臨時的とは言え大量(45ℓが5袋以上)なごみはクリーンボックスに入り切れなくなり、ボックス外に放置されるようになります。      また、私の地区は日頃でも車やバイクで色々なごみがクリーンステーションに勝手に放置される地区でもあり、臨時ゴミとは言え大量の袋がクリーンボックス外に放置されている状態を見れば、更にクリーンステーションへの違法放置が横行することになりかねないので、臨時ゴミのクリーンステーションの収集には反対です。      従来通り、クリーンセンターへ連絡して自宅収集してもらう(有料もやむを得ない)と考えます。</p>	<p>今回の「臨時ごみ等の見直し」により、臨時ごみのうち、片付けや引越しで発生する燃やすごみ、燃えないごみ、資源物は、品目ごとに分別してそれぞれの収集日にクリーンステーションへ排出していただきます。その際、一度に排出できる量は、現行どおり5袋までで、それ以上ある場合は複数回に分けて排出していただくこととなります。ただし、緊急的に多量のごみを処分しなければならない引越しごみは、特例措置を設け今までどおり市への持込を可能とします。また、臨時ごみのうち、クリーンステーションに排出すると支障となる棒状や板状のごみは、引き続き予約制で収集を行います。排出者立ち合いの上、現金払いとしていたものを粗大ごみシール制に変更することで立ち合い不要とし、利便性を向上させます。      また、御意見のようにルールを守らず排出されるごみについては、市条例に基づき行う内容物調査等により、排出者を特定し指導するほか、あらゆる対策を講じてまいります。御指摘のクリーンステーションについては、引き続き地域を担当する清掃指導員(市職員)が対応してまいります。      なお、クリーンステーションに関する様々な課題への対応策として、戸別収集の実施も検討しています。</p>

10		<p>引越し者のごみとそれに便乗する者のごみの区別をどうするのですか。クリーンステーションが所在不明のごみであふれると思います。</p>	<p>今回の「臨時ごみ等の見直し」により、臨時ごみのうち、片付けや引越して発生する燃やすごみ、燃えないごみ、資源物は、品目ごとに分別してそれぞれの収集日にクリーンステーションへ排出していただきます。その際、一度に排出できる量は、現行どおり5袋までで、それ以上ある場合は複数回に分けて排出していただくこととなります。ただし、緊急的に多量のごみを処分しなければならない引越しごみは、特例措置を設け今までどおり市への持込を可能とします。また、臨時ごみのうち、クリーンステーションに排出すると支障となる棒状や板状のごみは、引き続き予約制で収集を行います。排出者立ち合いの上、現金払いとしていたものを粗大ごみシール制に変更することで立ち合い不要とし、利便性を向上させます。</p> <p>なお、不適切な排出が多いクリーンステーションは市条例に基づき内容物調査を実施するなど個別に状況を確認しながら対応します。</p>
11		<p>クリーンステーション収集にすると、場所によって通行の邪魔になるケースが出てきます。非常識な人間の不法投棄が増えます。持ち込みはなくし、全件各戸収集が良いのではないのでしょうか。</p>	<p>今回の「臨時ごみ等の見直し」により、臨時ごみのうち、片付けや引越して発生する燃やすごみ、燃えないごみ、資源物は、品目ごとに分別してそれぞれの収集日にクリーンステーションへ排出していただきます。その際、一度に排出できる量は、現行どおり5袋までで、それ以上ある場合は複数回に分けて排出していただくこととなります。ただし、緊急的に多量のごみを処分しなければならない引越しごみは、特例措置を設け今までどおり市への持込を可能とします。また、臨時ごみのうち、クリーンステーションに排出すると支障となる棒状や板状のごみは、引き続き予約制で収集を行います。排出者立ち合いの上、現金払いとしていたものを粗大ごみシール制に変更することで立ち合い不要とし、利便性を向上させます。</p> <p>また、御意見のようにルールを守らず排出されるごみについては、市条例に基づき行う内容物調査等により、排出者を特定し指導するほか、あらゆる対策を講じてまいります。</p> <p>なお、クリーンステーションに関する様々な課題への対応策として、戸別収集の実施も検討しています。</p>
12		<p>臨時ごみをクリーンステーション収集にすることに対して反対です。私共がごみ出しするクリーンステーションは県道沿いに数か所設置されています。現在でもごみ出し日に関係なく通りがかりの歩行者や車から大型ごみや収集不可能なごみ等が不法投棄されています。</p> <p>また不法投棄されたごみをそのままにしておくや夜間、早朝と思われる時間帯に近くの川に落とされてしまったことも何度もあります。よって臨時ごみをクリーンステーション収集とすることに対して絶対反対です。臨時ごみをクリーンステーションとする事はこのような状態を更に悪化させる事につながります。臨時ごみも粗大ごみ同様各戸訪問収集としてください。</p>	<p>今回の「臨時ごみ等の見直し」により、臨時ごみのうち、片付けや引越して発生する燃やすごみ、燃えないごみ、資源物は、品目ごとに分別してそれぞれの収集日にクリーンステーションへ排出していただきます。その際、一度に排出できる量は、現行どおり5袋までで、それ以上ある場合は複数回に分けて排出していただくこととなります。ただし、緊急的に多量のごみを処分しなければならない引越しごみは、特例措置を設け今までどおり市への持込を可能とします。また、臨時ごみのうち、クリーンステーションに排出すると支障となる棒状や板状のごみは、引き続き予約制で収集を行います。排出者立ち合いの上、現金払いとしていたものを粗大ごみシール制に変更することで立ち合い不要とし、利便性を向上させます。</p> <p>また、御指摘のクリーンステーションについては、引き続き地域を担当する清掃指導員(市職員)が対応してまいります。</p> <p>なお、不適切な排出が多いクリーンステーションは市条例に基づき内容物調査を実施するなど個別に状況を確認しながら対応します。</p>
13		<p>臨時ごみのクリーンステーション収集は、ごみの不法投棄の増加やこれまでの経験から考えて、各戸への訪問回収が適切だと考えます。不法投棄の懸念や対処が必要な事例を踏まえ、適切な対策を講じるべきです。</p>	<p>今回の「臨時ごみ等の見直し」により、臨時ごみのうち、片付けや引越して発生する燃やすごみ、燃えないごみ、資源物は、品目ごとに分別してそれぞれの収集日にクリーンステーションへ排出していただきます。その際、一度に排出できる量は、現行どおり5袋までで、それ以上ある場合は複数回に分けて排出していただくこととなります。ただし、緊急的に多量のごみを処分しなければならない引越しごみは、特例措置を設け今までどおり市への持込を可能とします。また、臨時ごみのうち、クリーンステーションに排出すると支障となる棒状や板状のごみは、引き続き予約制で収集を行います。排出者立ち合いの上、現金払いとしていたものを粗大ごみシール制に変更することで立ち合い不要とし、利便性を向上させます。</p> <p>なお、不適切な排出が多いクリーンステーションは市条例に基づき内容物調査を実施するなど個別に状況を確認しながら対応します。</p>
14	施設整備について	<p>素案ではクリーンセンター2か所のうち名越クリーンセンターを廃止して、今泉クリーンセンターに集約するようにも取れますが、集約先のクリーンセンターの名称がまず出てきていないことを指摘します。</p> <p>逗子市の焼却場へ搬入するための一時保管ということですが、それならばすぐ隣の名越のほうが距離的にも利便性も危険性もはるかに優れています。道幅も十分に確保できています。荷積み地と今泉と逗子間の往復を考えると名越に比べて極端に距離も危険性も増すと考えます。排ガス環境的にも無駄が多く、環境負荷が高いです。</p>	<p>名越クリーンセンター稼働停止後は、同施設を解体した後、その跡地に全市の可燃ごみを搬入し、大型車に積み替えるための中継施設を新たに建設する計画です。その整備期間中(令和7年1月～10年10月の予定)は、今泉クリーンセンターを中継施設として継続利用し、市内で排出される事業系ごみに加え、家庭系燃やすごみを搬入することを考えております。</p> <p>なお、整備期間中の今泉クリーンセンターの負担や中継施設建設後の名越クリーンセンターへの負担に配慮するため、ごみの効率的な収集や今回の「臨時ごみ等の見直し」により施設への搬入出車両数を抑制するほか、臭気対策を強化してまいります。</p>

15	安全性について	<p>仮に、今泉クリーンセンターに集約すると年間、現在のトラック23000台から50000台と倍増以上になります。まず、特に砂押橋から今泉クリーンセンターまでの道路幅とトラックの車幅問題が心配です。大型車が通れる道路は基本的に1本しかなく、道も細い、沿道は保育園や老人施設が点在し、住人も多く利用する道路ですが歩道部分が狭かったりして危険です。江ノ電バスが走っていますが、特定の50年以上続く状況を知っている運転手が慎重に走っていることでなんとかやっつけているのが実情です。それでも江ノ電バスの大型車の車幅を考えると走る時は中央線をはみ出て走っている部分が多い、場所によってはすれ違えない箇所が数か所あることを指摘します。路線バスは例外的に認められているのかもしれませんが、トラックが中央線のはみ出し走行をしなければ走れない道路に年間5万台の車両を通行させることの是非、危険性は十分に検討すべきです。これに対して外部のトラックが増えた場合、道幅と車幅の問題による事故の増加を指摘します。大型バスとのすれ違いなどできない場所や危険な箇所も数か所あります。また沿道の住宅は歩道部分の幅が十分確保できていないきなり道路に出るようなところもあります。歩道が不十分でポールを立てているような箇所もあります。また、事故が起きた場合の補償について誰がどのように補償するのかという説明も聞いておく必要があります。</p>	<p>令和4年度(2022年度実績)の搬入車両台数は、名越クリーンセンターに約26,500台、今泉クリーンセンターに21,500台で合計約48,000台です。これを基に、市民持込制度を収集制度に切り替えるほか積載率を高めるために収集車両1台ごとの収集エリアの見直し等による対策を講じた場合の令和7年度の今泉クリーンセンターの車両台数は約23,500台と推計します(令和4年度(2022年度)今泉クリーンセンター搬入実績より約2,000台の増加になります)。 また、今泉クリーンセンターの周辺道路環境については、カーブミラーやボラードの設置などのほか、交通量調査の結果に基づく大型車両の運行時間の調整(交通量の多い時間帯の運行調整等)等、対策を行ってまいります。万が一、事故が発生した場合には、事故状況に応じて、その発生原因者が賠償責任を負うこととなります。</p>
16	住民説明について	<p>ごみの量が倍増することで、悪臭、汚染物質、飛散物などの周囲の住民に対する環境問題についての対策は十分にとられているのかという問題です。影響を受ける側の住民に丁寧な説明をすることを希望します。</p>	<p>名越クリーンセンターの跡地に整備する新たな中継施設は、騒音、振動、悪臭等環境保全対策を十分講じた施設整備を図ってまいります。 一方で、名越中継施設整備期間中に今泉クリーンセンターに受け入れるごみ量は、令和4年度(2022年度)実績で約9,000トンに対し、令和7年度(2025年度)は約21,000トンから約23,000トンを想定しています。受け入れるごみ量の増加に伴う周辺環境への対策として、シートシャッターの導入や脱臭設備の改良を実施したほか、今後、今泉クリーンセンターの臭気に最適な専用消臭剤の導入、ごみピットの底に滞留しているごみの除去などを順次行う予定です。 施設周辺住民の皆様とは、市と構成する協議会での協議やニュースペーパーの配布、説明会などを通し、御意見を伺いながら丁寧に進めてまいります。</p>
17	効率性について	<p>ごみ収集の効率化のためにということですが、ごみ収集を戸別訪問の収集に切り替える場合、返って効率は悪くなるのではないのでしょうか。</p>	<p>粗大ごみについては、市民持込制度を収集制度に切り替えると、収集車両1台でおおむね10件程度の粗大ごみを収集することが可能となるため、車両台数の大きな削減につながり、収集体制の効率化が図れると考えています。</p>
18	プライバシーについて	<p>ごみ収集の戸別訪問化をするのであれば、ごみの匿名性が担保される必要があります。ごみはプライベートなものなのでそれを収集員に把握されたり、また女性の1人暮らしなどにも配慮が必要で、ごみの匿名性や中身がどの家のごみかわからなくなる工夫など必要だと思います。</p>	<p>粗大ごみ収集は、委託事業となりますが、その契約において、個人情報の保持を明確に示しているとともに、委託事業者とは定例的に協議する機会を設けており、その際に指導を行うとともに、随時指導監督に努め、適正な業務遂行を維持してまいります。 また、粗大ごみの排出時に貼り付けていただく粗大ごみシールについては、ごみの収集ミスや手数料徴収の確認の観点で氏名の記載をお願いしているところですが、事情により匿名を御希望される場合は、個別に御相談を承ります(イニシャルや記号等による対応を行います)。</p>
19		<p>粗大ゴミを出す時の氏名貼り付けは撤廃してほしいです。個人情報屋外で目につく場所にあるのは不安です。</p>	<p>粗大ごみの排出時に貼り付けていただく粗大ごみシールについては、ごみの収集ミスや手数料徴収の確認の観点で氏名の記載をお願いしているところですが、事情により匿名を御希望される場合は、個別に御相談を承ります(イニシャルや記号等による対応を行います)。</p>
20		<p>粗大ごみは計画的に出せるものばかりではないため、せめて数日以内に収集できるような体制を作ってもらいたいです。間違っても数週間待ちの状況にならぬよう工夫して欲しいです。</p>	<p>申し込みから収集までの期間が長期間になると不適切排出の増加につながる事が想定されるため、御意見のようにお申し込みから最短で3営業日以内で収集できるような体制を整える予定です。</p>
21	収集体制について	<p>今より1日あたりの受け入れ枠数を減らして頂いて構いませんので、粗大ゴミのクリーンセンターへの持ち込みによる受け入れも並行して是非続けて頂きたく思います。予約までの日数が長くなってしまったりしても、致し方ないことと思います。 クリーンセンターへの持ち込みが難しい方もいると思いますので、クリーンステーションへの持ち込みや個別収集も併せて選択肢として頂くのが一番良いように思います。</p>	<p>クリーンセンターに持ち込まざるを得ない事情がある場合は、特例措置を設け対応いたします。 また、粗大ごみはクリーンステーションに排出すると、隣接する道路や歩道へはみ出し、通行障害になる可能性があるなど、課題が想定されることから対応は困難です。</p>
22		<p>粗大ごみを予約をしてから何日以内に回収される事になるのかわからないので、意見もはっきりとは申し上げにくいですが、特例措置の「緊急的に多量のごみを処理しなければならない引越しごみ」は手数料をもっと高く(5倍くらい)したほうがよいと思います。手数料が安いと安易に捨ててしまい、ごみの減量につながりません。引越しの時は特にそうなります。しかし、手数料が高ければ捨てずにもう少し使おうというものも出てきて結果ごみの減量につながります。</p>	<p>粗大ごみは、お申し込みから最短で3営業日以内で収集できるような体制を整える予定です。 御意見のように手数料の金額を高くすると経済的なインセンティブが働き一定の効果があると考えますが、今回の「臨時ごみ等の見直し」では市民負担を考慮して現行と同額としています。</p>
23	コストについて	<p>条例改正の経緯も理由も結論もよくわかりましたが、これによってコストがどれだけ増える/減るのがわかりません。</p>	<p>市民持込制度を収集制度に切り替えることから増額要因(収集体制の増強)として民間事業者への委託料が増加し、減額要因(持込受付処理の減少)としては、持込に関する経費が削減されます。 金額を相殺すると増額になると想定していますが、施設の周辺環境の負担に配慮することは、安定的なごみ処理を維持するため、必要なコストと考えています。</p>

24	その他	手数料に関する生活保護家庭等への対応 ふれあい収集は承知しておりますが、この件については、従前から対応する条例等があるのではと思いますが、本意見書を提出する時点で、筆者は確認できておりません。 今般の改正を機に明確にされてはどうかと思う次第です。	ふれあい収集については、「鎌倉市声かけふれあい収集実施要綱」を策定し制度の運用を図っています。ホームページの「条例・規則・要綱」から検索することができます。
25	その他	パブコメのお知らせがラインで11月13日に来ましたが11月1日に出されていたか確認をしたいと思います。30日までの締め切りに十分な時間が取れていたかわかりませんので確認をとりたいと思います。	パブリックコメントの周知については、令和5年(2023年)11月1日号の市の広報紙に掲載するとともに、同年11月1日にホームページにも掲載しました。 また、周知を補完するため、同年11月13日に市のSNSにより配信するとともに同年11月20日に「鎌倉ごみ調べ(LINE)」に配信しました。
26	その他	鎌倉市の有料ゴミ袋を使いやすいサイズにしてください。価格が非常に高いにもかかわらず、40Lの袋でも使いにくい上に全然入りません。市販の45L,60L,90Lのような形のものを用意してください。	御意見として承ります。
27	その他	ごみの分別について十分にできていない人に対して、それを責めたり、罰則をしたりするのではなく、より進んで分別したくなる仕組みを作るべきです。ごみの分別に協力する事で様々なメリットがあるようにするべきです。	鎌倉市のリサイクル率は、令和3年度(2021年度)52.6%で人口10万人以上50万人未満の市で全国1位です。これは、市民の皆様が分別に御協力をいただいた結果であり感謝申し上げます。 御意見のように進んで分別したくなる仕組みづくりは大変重要であると認識しております。まずは、なぜ分別が必要なのか、資源化してどのように活用されているのかななどを市民の皆様にも周知をして御理解と御協力を得てまいりたいと考えています。
28	その他	説明動画ならびに説明条文や指針など、ザッと目を通しましたが、全く頭に入りませんでした。 名越を閉鎖する／逗子市に一部依頼する／粗大ごみは戸別収集する／というのが主な内容なのかな?と思いましたが、それによって生じる利点／欠点など、もう少し市民が判断できる内容にまとめていただかないと、コメントのしようがありません。 もっと大まかに、Before & Afterで比較し、たとえば、全体として人／物／金の尺度で見ると、これがこうなるので(Pros & Cons)、条例を変えたいのです、というような鎌倉市としてのメッセージが見えません。 鎌倉市は市民から、どんなパブコメを期待しているのでしょうか?	今回の「臨時ごみ等の見直し」は、主に施設の一元化に伴う周辺環境の負担に配慮するため、搬入車両台数を削減しようとするものです。 方策としては、施設への搬入車両の4割を占める市民持込制度を廃止し、市が収集する制度に切り替えていくこととしています。 今回のパブリックコメントの目的は、施策の必要性を御理解いただくとともに、運用上の課題を整理するために実施したものです。
29	その他	逗子市の基準に合わせるごみについてですが、逗子市の基準が変わった時、それに合わせる議論が必要になり、その度にごみ問題の議論が再燃しかねません。逗子市への回収依頼は一時的な措置として、将来的には鎌倉市として独自にごみを処理できなければ今後鎌倉市の行政の独自性が損なわれる可能性があると思います。	ごみ焼却施設の整備に関する考え方については、平成31年(2019年)3月に公表した「将来のごみ処理体制についての方針」において、可燃ごみの処理手法として、新たな焼却施設を建設する場合と建設せずに減量・資源化を進める場合で、安定性、費用面、環境面で評価を行った結果、新たな焼却施設を建設せずにゼロ・ウェイストを目指して減量・資源化を進める方向に方針転換するのが妥当であると判断しました。 国においても、焼却施設は、中小規模の自治体が単独で保有するには財政的な負担が大きく、また、エネルギー回収の効率、廃棄物処理にかかる人材不足、気候変動への対応の必要性などから広域化や民間活用による施設の大規模化・集約化を進める考え方が示されています。 現在、神奈川県のごみ処理広域化は、12のブロックに区割りされ、鎌倉市は、逗子市及び葉山町と広域ブロックを構成していますが、今後さらに区割りの見直しが進みブロックが統合されて行くことが想定されます。その際、ブロック内でごみ処理広域化実施計画の策定にあたり、ブロック内における独自性を検討することが重要と考えております。
30	その他	今回のこととは少し外れますが、他市にごみの焼却を委託することには反対です。以前東京都小金井市に住んでおり、ごみ処理を他自治体に委託することは人質を取られているようなものなのだとことを痛感しました。ごみは収入源であるという理解を広め、それを他市に渡してしまうことのデメリットを説明すれば聡明な鎌倉市民が理解しないことはなかったのでは?	ごみ焼却施設の整備に関する考え方については、平成31年(2019年)3月に公表した「将来のごみ処理体制についての方針」において、可燃ごみの処理手法として、新たな焼却施設を建設する場合と建設せずに減量・資源化を進める場合で、安定的、費用面、環境面で評価を行った結果、新たな焼却施設を建設せずにゼロ・ウェイストを目指して減量・資源化を進める方向に方針転換するのが妥当であると判断しました。 国においても、焼却施設は、中小規模の自治体が単独で保有するには財政的な負担が大きく、また、エネルギー回収の効率、廃棄物処理にかかる人材不足、気候変動への対応の必要性などから広域化や民間活用による施設の大規模化・集約化を進める考え方が示されています。

31	その他	個別者のごみのカラスや動物対策を個人に求めることは困難です。町にごみが散乱する恐れがあります。	クリーンステーションの管理は、利用者の方に行っていただいています。 また、カラス等の動物被害を防止するため、市ではカラス除けネットの貸出や、清掃指導員(市職員)の巡回などを行っていますのでご相談下さい。
32	その他	ごみ減量の一貫として更に粗大ごみのなかで、期間を過ぎたらやむを得ず埋め立て、若しくは処分することにして。リユースできる物を期間を決めて展示、譲渡場所を作るのはどうでしょうか。名越跡地ではそれは出来ませんかでしょうか？	御意見にあるように、市では過去に粗大ごみとして排出されたものを市民に譲る制度を設けていましたが、個人情報の取り扱いや置場等の課題があり廃止しました。 現在、御家庭にある不用品を有効活用するため、不用品を「譲りたい人」「欲しい人」を仲介する制度「リユースネットかまくら」を実施しています。登録や応募はホームページから申し込むことができ、令和4年度(2022年度)は登録件数1,884件で成立件数は1,295件となっています。
33	その他	別件かもしれませんが、先日不燃ゴミの日に割れたガラス皿と割れていない食器類、それぞれ半透明の袋(割れガラス)と有料ごみ袋(割れていないセトモノ)に入れましたが、収集の際割れていないものも放って収集して(ガッシャーん!!)、割れた音がしました。なんだか分別してる意味が分かりませんでした。	収集する際、収集員のけがを防止するため、収集時に危険がある「危険有害ごみ」と「不燃ごみ」をあらかじめ分別し、排出することをお願いしておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。
34	その他	本来「ゴミの量を減らしたい」という目的があるにも関わらず、有料化が少し増えたことや、回収に来る形になったところで、ゴミの量自体を減らすことには繋がらないと考えられます。 ゴミの量を減らす方法としては、ゴミとして回収はされたけれど、使えるものがあると思います。そういったものを一定期間(半年など)スペースを作り、好きにもらってもらおうという形をとる。という方法もありだと思います。実際に、名越の跡地などで、そういったことをしていただくの良いのではないのでしょうか。 そして、それを行う際に、今回のLINEの鎌倉ゴミ調べなどの普段の生活の中で鎌倉市のサービスを利用している人が、受け取りやすい場所にその情報を流してほしいと思います。	御意見のとおり、ごみの発生抑制が重要であると考えています。 御家庭にある不用品を有効活用するため、不用品を「譲りたい人」「欲しい人」を仲介する制度「リユースネットかまくら」の周知等、市民の皆様の利便性も踏まえた施策の構築、情報提供に努めてまいります。
35	その他	横浜市にアキ缶回収ボックスがございます。楽しく飲料の分別をしており、次男に缶を売ってお金にするという案ももらいました。 自販機の分別についていかがでしょうか。お金を下さい。よろしく願い申し上げます。	ごみや資源物の収集には、市民の皆様の御協力が不可欠であると考えています。市民の皆様の御協力が促進されるよう、利便性や楽しさを感じられるような施策について、いただきました御意見も参考に検討してまいります。
36	その他	ふれあい収集に該当しないが排出困難な状況となった高齢者等のごみ収集は、特例措置とされていますが、こうしたケースについて地域の自治会・町内会との連携をはかるため、連絡する仕組み・支援する仕組みなどを検討願いたいです。そのシステムをぜひ策定してほしいです。	ふれあい収集に該当せずに排出困難になった高齢者の支援等については、御意見にある地域との連携は重要であると認識しており、市全体の課題として、関係部局とも協議を行ってまいります。